

【3月25日追加分】

・ P 6 5 健康保険法 3 2 課 3 問目

× 2 8 万円以上

○ 2 8 万円未満

・ P 8 4 国民年金法 1 課 (5) ⑤

× **全国市町村職員組合連合会**

○ **全国市町村職員共済組合連合会**

【法改正】 (参照：[日本年金機構HP](#))

・ 1 7 8 厚生年金保険法 7 課 (2) ⑥

(2) ⑥をカット

次の(1)及び(2)の両方の要件に該当する被保険者が、在職中に70歳に到達した場合は、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理及び70歳以上被用者該当処理を行いますので、事業主からの70歳到達届の提出が不要(届出省略)となります。

(1) 70歳到達日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者。

(2) 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

・ P 2 4 8 社会保険に関する一般常識 5 課 (1) 4 行目

× **7 4 歳未満**

○ **7 5 歳未満**

・ P 2 4 9 社会保険に関する一般常識 6 課 4 問目

× 市町村は、

○ 都道府県は、

【4月12日追加分】

【法改正】 (参照：[国民年金基金の合併について](#))

・ P 1 6 2 国民年金法 4 0 課 (1)

以下に差替え

(1) **全国国民年金基金**は、平成31年4月1日、都道府県ごとの地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した法人である。

同課(2)

前 職能型基金は、・・・1つである。

後 職能型基金の大半は、全国国民年金基金に合併し、平成31年4月時点で残っているのは、歯科医師・司法書士・日本弁護士の3基金である。

同課(3)

前 住所を有する地区の地域型基金

後 全国国民年金基金

・ P 1 6 3 国民年金法 4 0 課

1 問目カット

・ P 1 8 0 厚生年金保険法 8 課 (3)

× ただし、報酬月額変更届・・・である。

○ 上記の但し書きの文を削除